

大分県工業用水道事業の給水に関する条例の一部改正について

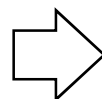
(1) 要旨

消費税法等が改正され、令和元年10月1日から税率が引き上げられることとなったことから、税負担の適正な転嫁を行うため、条例に規定する工業用水道の使用料金の率の改正を行うもの。

(2) 改正内容

○工業用水道の使用料金の率を100分の110に改める。

(現行) 100分の108



(改正) 100分の110

※例：基本料金(第一種) 15.80円/m³、基本使用水量 400m³/日の場合

【平成30年10月分】 15.80円/m³ × 400 m³/日 × 31日 × **108/100** = 211,593 円

【令和元年10月分】 15.80円/m³ × 400 m³/日 × 31日 × **110/100** = 215,512 円

(3) 施行期日

令和元年10月1日